

緊急事態宣言の解除に伴う対応について

国からの新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言が解除され、福岡県の通達により、当公園においても緊急事態措置を下記のとおり解除することとなりました。

記

1. 解除日 6月21日(月)より
2. 利用再開となる施設
 - ・ 体育館（毎週月曜 休館日）
 - ・ 多目的広場
 - ・ 球技場（人工芝）
 - ・ テニスコート
 - ・ スケートボード場
 - ・ ドッグラン
 - ・ 芝生広場でのイベント（催事）
 - ・ 大型複合遊具

※バーベキュー広場は、7月11日(日)まで
利用中止とさせていただきます。

以上

ご不明な点等ございましたら、筑後広域公園管理事務所
(TEL 0942-53-4600)までお問い合わせください。

筑後広域公園管理事務所